

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520807

研究課題名(和文) 日本古代の内陸交通と馬匹生産に関する学際的研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary Study on Inland Traffic and Production of Horses in Ancient Japan

研究代表者

大隅 清陽 (OSUMI, Kiyoharu)

山梨大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：80252378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：日本古代における内陸交通の特色について、甲斐国における駅制の運用を題材に考察した。また、日本と唐の律令法のうち、馬匹生産について規定した養老厩牧令と、北宋天聖令から復原される唐令を比較することにより、日本における馬の生産のあり方の独自性を明らかにした。特に共著書『古代山国の交通と社会』では、中央政府による山岳地域での駅制の施行が、大規模な人口の移動や土地の開発などの大きな影響を地域に及ぼしたことを解明した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I considered a characteristic of the inland traffic in the Japanese ancient times about the use of the station system in the Province of Kai. In addition, I clarified the originality of the way of the production of horses in Japan by comparing the legal codes of Tang with Japan. In a joint work "Traffic and Society of the Ancient Mountainous Region", I elucidated that the enforcement of the station system in the mountains area by the central government gave big influence such as movement of the large-scale population or the development of the land to the area.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：古代交通 駅制 地域社会 厩牧令

1. 研究開始当初の背景

この20年ほどの日本古代史研究において、交通史の分野は、文献史学のみならず、歴史地理学や考古学との学際的協力によって、著しい進展の見られる領域の一つである。その成果は、駅制と伝制の二重構造からなる日本古代の交通制度の特色と在地社会との関係や、山陽道をはじめとする主要官道の実態の解明、関東平野などの沖積地における直線道路プランの検出などの多岐にわたるが、これらに対して、本来、官道相互を連結する重要な役割を担ったはずの内陸交通の実態については、未解明の問題が少なくない。本研究は、東海道横走駅（駿河国：現静岡県御殿場市）から分岐する東海道支路の御坂路（甲斐路）によって東海道に属し、また、信濃との地域間交通によって、官道としての東海道と東山道を結節する機能を有した古代甲斐国を主たるフィールドとすることにより、日本古代において内陸交通の持った意味を、列島規模の遠距離交通体系の文脈で検討することを目指すものである。

研究代表者は、2004年刊行の『山梨県史』通史編1原始・古代において、大化前代～律令制成立期までを担当し、ヤマトタケルが甲斐酒折宮に立ち寄ったとの伝承を、6～7世紀の遠距離交通の観点から検討したほか、天武朝の七道制施行・国境確定事業と東海道御坂路の設定との関係や、七道制施行の結果として、御坂路を擁する都留評が相模国から甲斐国に編入されたことにより、甲斐国全体の地域構造や、駿河・相模・信濃などの諸国を介する遠距離交通のあり方に様々な影響が及んだことを指摘した。また、地元の考古学研究者と2004年に古代甲斐国官衙研究会を立ち上げ、甲斐に所在した官衙や駅、牧などについての共同研究を継続している他、2006～2007年には山梨県立博物館の共同研究「古代の交易と道」に外部共同研究員として参加し、当該テーマについての研究を進めている。

こうした地域史研究の他に、研究代表者が専門とする研究分野に、日唐律令制の比較研究がある。この分野は、1999年に中国で発見された北宋天聖令が2006年に公刊されたことにより、新たな活況を呈している。周知のように、北宋の天聖7（1029）年に施行された天聖令は、唐令を改定した北宋時代の令文とあわせて、当時効力を失っていた唐令を不行条文として記載しており、従来、その伝存はあり得ないと考えられてきた唐代の令文（開元25年令）そのものが、大量に発見されることになったからである。天聖令の写本の現存部分は、全体の四分の一程度にとどまるが、その中に厩牧令が含まれることは、本研究にとっても重要な学術的前提となる。

研究代表者は、この天聖令も用いて現在刊行を準備中の『新唐令拾遺（仮題）』において、厩牧令の唐令復原と日本令との比較対照作業を担当している。日唐の厩牧令は、古代の交通・通信制度である駅伝制の規定の他、

前近代におけるほぼ唯一の高速移動手段であった馬匹の飼育（厩）と生産（牧）に関わる特徴ある篇目である。新たに復原された唐厩牧令と日本令を比較することにより、日本令制の独自の特徴が明らかになり、またそれを地域史研究に適用することにより、従来には無かった問題設定や新たな事実の指摘も可能となる。地域史や交通史は、もともと学際的な研究分野であるが、そこに、日唐令比較という比較法制史の方法論を適用することは従来行われておらず、これは、本研究課題の独自性を示すものでもある。

2. 研究の目的

前述のように、従来の古代交通研究、特に駅伝制研究においては、平野部を中心とする典型的な事例に検討が集中している。しかし、例えば甲斐国の御坂路に沿って設置された水市駅、河口駅の場合、標高1000m近くの稲作の困難な冷涼な気候条件下に立地し、通常、駅の財政基盤とされる駅起田（駅田）の耕作や駅起稲（駅稲）の出挙も、実際には困難であったと推測される。また、富士山麓の樹海の裾野と山中・河口湖畔を通る駅路に、果たして直線プランの適用は可能であったのか、標高1500mの御坂峠における駅馬往来の実態、その前後に設置された駅（河口駅と加吉駅）の機能と特質など、古代における内陸交通の一つのモデルケースとして解明すべき課題は多い。水市・河口の二駅を擁し、それゆえ律令制の成立と同時に、相模国から甲斐国に所属が変更されたと考えられる都留郡の地域的特性の解明も重要な課題であるが、近年の考古学の成果からは、河口駅周辺（河口湖北岸）に、8世紀以降、御坂峠を挟んだ甲府盆地側からの強い影響が及ぶことが明らかにされつつあり、その場合は、都留郡のみでなく、古代の甲斐国府所在郡と見られる八代郡と御坂峠の交通との関連を検討する必要がある。これらを通じて、古代交通制度と、それを支える国郡の地域社会との関連を解明するのが第一の課題である。

また、甲斐とそれに隣接する信濃、上野、武蔵は、9世紀に御牧（皇室直轄の馬匹生産牧）が設置されるように、古墳時代以来、全国有数の馬匹生産地でもある。新出史料である北宋天聖令を用いて、唐厩牧令の新たな復原を行い、それを日本の大宝・養老厩牧令と比較することによって、日本律令制における馬匹生産・飼育体制と、駅伝制による交通制度がどのような関連をもって設計されていたのかを明らかにするのが第二の課題となる。日本古代の牧については、山口英男氏による先駆的な研究があるが、養老厩牧令と延喜式を主要な検討対象とするものであり、当然のことながら、当時未発見であった北宋天聖厩牧令は用いられていない。一方、天聖令そのものの研究についても、中国史・日本史の双方において、駅制に関する検討は一定程度進んでいるものの、馬匹の飼育（厩）や生

産（牧）体制の具体的なあり方や、それが広義の交通制度とどのような関連を持つかについての検討は、必ずしも進んでいないのが現状である。本研究は、研究史のこうした間隙を埋めるとともに、その成果を、日本律令制下の具体的なフィールドに適用することによって検証することを試みるものである。

こうした新知見をもとに、甲斐をはじめとする内陸地域における馬匹生産が、古代の国家や社会においてどのような意味を持ち、またそれが、内陸交通のあり方をどのように性格付け、さらに内陸地域の地域的な特色にどのような影響を及ぼしたのかを検討するのが第三の課題である。本研究の総括とも位置付けられるが、より広い意味では、地域史研究と、従来中央の視点から語られることの多かった律令制研究とを架橋する、一つの研究モデルを提示することを目指すものである。

3. 研究の方法

(1) 甲斐を中心とする中部山岳地帯における内陸交通の様相と、律令制における馬匹生産の特質と実態という本研究の二つの柱のうち、初年度である平成23年度には、古代甲斐国を中心とする内陸交通、とりわけ駅制の運用の実態について、主として地域史的な観点から検討する。

まず、平成23年6月25・26日の両日、明治大学において開催される古代交通研究会第16回大会において、統一テーマ「山国の交通」にそった総論部分の報告（50分）を行う。同大会においては、甲斐だけでなく、飛騨、信濃などの各地からの事例報告も行われるが、研究代表者の担当する総論部分は、本研究課題にとっても、研究史と問題点の整理として重要な意味を持つものである。また、報告の準備会や当日の討論を通じて、全国の文献史学、考古学、歴史地理学の研究者との研究交流を深め、本研究課題を進める上でも必要な、研究者相互のネットワークを構築する。

7月以降には、古代甲斐国に所在した三つの駅の運営状況について、地元の考古学研究者との共同作業も含めて検討を進める。具体的には、御坂峠の南北の麓に位置した河口駅、加吉駅の機能のあり方、また、都留郡域に属したとされる水市駅、河口駅と郡との関係について検討する。これらのうち、特に水市、河口の両駅は、富士山の裾野の溶岩・火山灰地帯の上に立地し、標高1000m近い冷涼な気候条件にあるため、駅（起）田や駅（起）稲による法規定通りの駅運営が行われたとは考えにくい。その運営には、都留郡家や、御坂峠を越えた甲府盆地側の甲斐国府による何らかのバックアップがあったはずで、それは、8～9世紀に進行した、当該地域（都留郡南西部）の計画的な開発の問題とも関連しよう。河口駅が所在したと考えられる河口湖北岸地域には、8世紀以後、甲府盆地を産地とする特殊な土師器である甲斐型土器が濃

厚に見られるようになり、甲府盆地からの大規模な人とモノの移動が発生していた形跡が認められる。こうした現象もまた、内陸交通の発展や、国府による駅制の維持といった観点から分析できると考えられる。

また、古代の交通は、官道としての駅路によってのみ維持されていたのではない。古代甲斐国の場合、駅路は東海道と甲斐国府を結ぶ御坂路（甲斐路）のみであるが、その他複数の交通路を通じて、信濃、駿河、相模、武蔵などの諸地域ともつながっていた。本研究課題では、土器の流通などの考古学的成果にも学びつつ、こうした地域交通の様相を明らかにし、駅路による交通をその一部に位置付けることにより、古代内陸交通の全体像とその特質を検討することを年度末までの課題とする。

出張を伴う研究活動としては、国内2回（近畿地方・東京の各1回）を予定し、学会での報告・討論参加のほか、問題意識を共有する各地の研究者との情報・意見交換を行うこととする。

(2) 平成24年度には、律令制における馬匹生産体制と、甲斐などの内陸諸国に設定された御牧との関連について検討する。北宋天聖廐牧令による唐廐牧令の復原的研究をもとに、関連史料の検討を通じて唐制への理解を深め、それを日本の養老令制・延喜式制と比較することによって、日本律令制の特質を抽出する。特に唐廐牧令については、駅制関連規定の検討は中国史・日本史の双方から進んでいるものの、牧における馬匹生産や、地方や中央の廐における飼育の形態については、必ずしも研究が進んでいるとは言えない状況である。本研究では、この部分を突破口として、日本律令制における馬匹生産と交通制度との関連について、新たな視角からの検討を進める。

(3) 平成25年度には、甲斐国の御牧（皇室直轄の馬匹生産牧）について、前年度までの成果を適用しつつ考察を進める。延喜兵部式に見える甲斐国の三つの御牧（柏前牧、真衣野牧、穂坂牧）については、江戸時代以来、その比定地に諸説があり、未だに決着を見ていない。本研究ではまず、近世以来の地誌類の再検討とともに、考古学による県内各地の古代における開発状況や関連遺跡の分布、倭名類聚抄に見える郷の比定作業などを通じ、その所在地の推定を試みる。また、平成25年度の研究計画と関連する、唐廐牧令についての研究成果の適用例としては、天聖令の発見によって新たに明らかとなった焼印による牧馬管理規定を、これも新出の史料である『新撰年中行事』から知られる甲斐国の御牧における焼印の制度と比較検討することなどが挙げられる。御牧における焼印の印字には、令制当初の諸国牧（兵部省所管牧）に由来するものと、勅旨牧や後院牧に由来するも

のがあることが知られているが、日本律令制における焼印の制度の解明は、日本古代の牧制度における、諸国牧と御牧の性格の違いや、その機能分担のあり方を検討する上でも有益なものとなり得ると考える。

同年度は本研究課題の最終年度でもあるが、こうして明らかとなった甲斐国の実態をもとに、内陸部における大規模かつ国家的な馬匹生産と、列島規模の内陸交通との関連・特質について考察し、地域史の構造把握のための新たなモデルを提示することを試みたい。出張を伴う研究活動としては、廐牧令を中心とする日唐の律令制度を東アジア世界的な視野から検討するため、唐廐牧令が生まれた中国での調査・資料収集1回のほか、近年、交通史の分野でも研究の進展が著しい韓国に1回の海外出張を予定し、国内学会への出席・研究情報収集も継続して行うこととする。

4. 研究成果

(1) 初年度である平成23年度には、甲斐を中心とする中部山岳地域における内陸交通の様相を解明することを計画し、共著書1点、論文1点、学会報告4点の成果を得た。

報告「中部山岳地域における駅制と地域社会」では、東海道神坂峠を挟む美濃・信濃両国の駅制運営の特色を文献から検討し、強制的な人口移動による駅戸集団の形成や維持に見られるように、国郡制による駅制運営が地域社会のあり方に影響を及ぼす様相を明らかにした。さらに甲斐国の御坂峠の駅について検討し、8世紀後半以降、国中(甲府盆地)から御坂路を擁する都留郡南部に人とモノの移動が起こり、地域の開発が進むこと、特に河口駅とその周辺は、都留郡ではなく峠の反対側にあたる八代郡の勢力により開発・維持されたことを明らかにした。また論文「延喜式内社穂見神社について」では、甲斐国巨麻郡の式内社の比定とその配列により、甲斐・信濃間連絡路を含む地域交通の様相について検討した。さらに報告「記紀伝承から読む古代の遠距離交通」では、記紀に見える甲斐国酒折宮伝承を、6世紀における内陸交通の視点から位置づける自説を再論した。

報告「唐日廐牧令の畜産印関連規定について」では、天聖廐牧令による日唐令の比較作業に着手し、日唐の馬印制度の相違から、日本廐牧令における馬匹生産の特色を考えるための予備的考察を行った。天聖令による日唐令の比較については、共著書所収の論文「律令と礼制の受容」および報告「律令制」研究と「公民制」成立論によって、律令制の定義や、日本におけるその成立過程についての基礎的考察を行った。

海外調査としては、9月に中国西安・運城市周辺において、唐代の道路、黄河周辺の橋梁、津、関所等の交通関連遺跡の調査を行った。

(2) 第2年次にあたる平成24年度には、前年度に着手した、甲斐を中心とする中部山岳地域における内陸交通の様相の検討を進め、論文として成稿・投稿するとともに、日唐令の比較についての基礎的な作業を進め、論文2点、国際学会での報告1点、解説1点の成果を得た。

論文および報告「《天聖令》発現と日本律令制研究」(中文、邦題は「《天聖令》の発見と日本律令制研究」)は、北京大学と精華大学の歴史系の共催による国際シンポジウム「日本古代史研究的現在と未来」で発表したもので、北宋天聖令の発見が唐令復原研究にとって持つ意義と、日唐令の比較に及ぼす影響について論じ、合わせて、唐令の体系的・逐条的な継受は大宝令の編纂をもって始まるとの自説を展開し、その画期性を指摘した。研究代表者にとって、中国での初めての学会報告であり、天聖令研究について、中国の古代史研究者との意見交換を行うことができた。本報告は既に中国語訳が国際学術検討会論文集に掲載されており、主催者により、中国での出版も検討中である。

論文「甲斐の国の渡来人」は、講演記録より成稿したものであるが、大化前代から律令制期の甲斐における渡来系氏族の活動を論ずるなかで、山梨郡における馬匹生産の意義を再評価し、勅旨牧の一つである柏前牧を甲州市勝沼町に比定する可能性を指摘した。また、渡辺直彦著『日本古代官位制度の基礎的研究 新装版』「解説」では、官制を中心に日唐律令制比較研究の現状と問題点について論じている。

海外調査としては、10月に北京市近郊の房山雲居寺石塔、万仏堂・孔水洞石刻及び塔、戒台寺等で、隋唐から遼代にかけての史跡を現地踏査し、隋の大運河の起点でもある幽州周辺の交通について検討した。

(3) 最終年度である平成25年度には、研究全体のまとめとして、甲斐を中心とする中部山岳地域における内陸交通の様相の検討を進め、共著書として刊行するとともに、天聖令を含む日唐令の比較や、記紀の伝承から列島規模の遠距離交通の様相を読み取る作業などを進め、共著書1点、啓発的論文1点、学会等での報告2点の成果を得た。

共著書『古代山国の交通と社会』所収の論文「中部山岳地域における駅制と地域社会」では、東海道神坂峠を挟む美濃・信濃両国の駅制運営の特色を文献から検討し、強制的な人口移動による駅戸集団の形成や維持に見られるように、国郡制による駅制運営が地域社会のあり方に影響を及ぼす様相を明らかにした。さらに甲斐国の御坂峠の駅について検討し、8世紀後半以降、国中(甲府盆地)から御坂路を擁する都留郡南部に人とモノの移動が起こり、地域の開発が進むこと、特に河口駅とその周辺は、都留郡ではなく峠の反対側にあたる八代郡の勢力により開発・維持

されたことを明らかにした。平成23年6月の古代交通研究会第16回大会シンポジウムでの基調報告を、それ以後の本研究課題の成果も加えつつ成稿したものである。また啓発的論文「天聖令の発見で加速！日唐「令」研究」では、天聖令の発見の日唐令比較研究における意義について、研究史を含め簡潔に整理した。

学会報告「廐牧令から見た唐日の焼印制度」では、天聖廐牧令による日唐焼印制度の比較を進め、特に考古学研究者との意見交換を行った。また、「酒折宮研究の最前線～遠距離交通体系の視角から～」では、記紀の酒折宮伝承から列島規模の遠距離交通の様相を読み取る作業を続けた。

海外調査としては、11月に中国西安周辺において、漢から唐にかけての長安城、城門と道路遺構、西市、寺院、円丘遺跡などの現地踏査を実施したほか、北京において、中国社会科学院の歴史研究者との研究交流を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

大隅清陽、天聖令の発見で加速！日唐令研究、『新発見！日本の歴史』10、2013年、査読無、pp.28-29

大隅清陽、甲斐の国の渡来人、『山梨学院生涯学習センター研究報告』26、2013年、査読無、pp.44-52

大隅清陽、《天聖令》の発現と日本律令制研究、『日本古代史研究的現在と未来・国際学術検討会論文集』、2012年、査読無、pp.25-37

大隅清陽、延喜式内社穂見神社について、『苗敷山総合学術調査報告書・苗敷山の総合研究』、2011年、査読無、pp.183-190

〔学会発表〕(計7件)

大隅清陽、酒折宮研究の最前線～遠距離交通体系の視角から～、山梨文化学園第80期「歴史文化教室」第1回、2013年10月26日、山梨文化会館・山日YBSホール(山梨県甲府市)

大隅清陽、廐牧令から見た唐日の焼印制度、古代甲斐国官衙研究会・第99回研究例会、2013年6月26日、帝京大学文化財研究所講義室(山梨県笛吹市)

大隅清陽、《天聖令》の発現と日本律令制研究、日本古代史研究的現在と未来・国際学術検討会、2012年10月13日、北京大学百周年紀年講堂(中華人民共和国北京市)

大隅清陽、唐日廐牧令の畜産印関連規定について、平成21年度～平成23年度(2009～11)科学研究費補助金(基盤研究(B))「日唐宋律令法の比較研究と『新唐令拾遺』の編纂」研究会、2012年2月19日、東京大学文

学部法文2号館(東京都文京区)

大隅清陽、「律令制」研究と「公民制」成立論、日本史研究会2012年1月例会、2012年1月8日、機関誌会館5階会議室(京都府京都市)

大隅清陽、記紀伝承から読む古代の遠距離交通 - ヤマトタケル東征伝承を手がかりに -、日本学術振興会科学研究費(学術創成研究費)「目録学の構築と古典学の再生」主催公開講座【古典を読む - 歴史と文学 - 】2011年7月30日、金鷄会館講義室(長野県長野市)

大隅清陽、中部山岳地域における駅制と地域社会、古代交通研究会第16回大会シンポジウム「山国の古代交通 - 東国の峠・坂・川 - 」、2011年6月26日、明治大学駿河台校舎(東京都千代田区)

〔図書〕(計3件)

鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編、大隅清陽ほか、八木書店、『古代山国の交通と社会』「中部山岳地域における駅制と地域社会」、2013年、pp.69-87

大隅清陽、吉川弘文館、渡辺直彦著『日本古代官位制度の基礎的研究 新装版』解説、2012年、pp.595-599

大津透編、大隅清陽ほか、名著刊行会、『律令制研究入門』第1部第4章「律令制と礼の受容」、2011年、pp.75-102

〔その他〕

ホームページ等

[http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_Dispatch.Scholar](http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_Dispatch/Scholar)

6. 研究組織

(1)研究代表者

大隅 清陽(OSUMI, Kiyoharu)

山梨大学大学院・教育学研究科・教授

研究者番号：80252378

(2)研究分担者

該当なし

(3)連携研究者

該当なし